

概算数量発注方式 要領

第1条 目的

積算業務の簡素化を図り、事業の円滑な積算と執行、契約の効率化を促進することを目的とする。

第2条 定義

概算数量発注とは、当初設計で平面図、標準断面図を明示し、概算の数量を算出して発注する工事（一部を概算で発注する工事を含む）をいう。

第3条 適用範囲

適用範囲は次の条件をすべて満足する工事を対象とする。なお、委託業務等により詳細図面がある場合には適用しない。

- 1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事（舗装工、区画線工等）
- 2) 現地精査の結果と概算数量とのかい離等により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工事
- 3) 詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事

第4条 留意事項

- 1) 概算数量発注方式は当初設計時の数量を「概算」とすることで、積算業務における図面作成、数量計算に係わる事務量の低減を目的とした方式であり、施工に必要な起終点等の工事範囲や内訳を図面、設計書等に明示することは、従来の発注方式と変わるものではないことに注意する。
- 2) 設計書決裁時に概算数量を含むことを明記し、設計書検算時に概算数量発注が適当かの確認を課内で行うとともに、概算数量により発注する内容について所属長の承認を受けるものとする。
- 3) 概算数量で発注する設計書は、発注者及び請負者が確認できるように「概算」を以下のとおりに明示する。
 - ① 設計書の工事内訳書欄の該当欄と数量総括表に「概算」と明示。
 - ② 特記仕様書に数量が「概算」であることを明示。
- 4) 当初設計時の図面等は下記を標準とする。
 - ① 位置図
 - ② 平面図
 - ③ 標準横断面図
 - ④ 数量表（概算数量の根拠を明示すること。「標準断面図の数量×延長」で計上してよい。）
 - ⑤ その他必要な図面等

- 5) 請負業者が施工前に行う「工事計画図書」の作成費用として「工事計画図書作成費」を共通仮設費の「準備費」に計上する。
- 6) 「工事計画図書」は下記を標準とするが、必要なものを予め特記仕様書に明記すること。
 - ① 平面図、縦断図、横断図、標準横断図、小構造物図、各種展開図、一般構造物図等の実施予定図面。
 - ② 実施予定の数量総括表及び数量計算書。
- 7) 区画線数量は、「車線数×延長×2.4(係数)」により算出することを基本とするが、これによりがたい場合は、別途算定すること。
- 8) 工事計画図書作成日数とし、工期に15日加算すること。

第5条 特記仕様書

特記仕様書に別紙「特記仕様書」を追加すること。

第6条 発注後の指示・監督

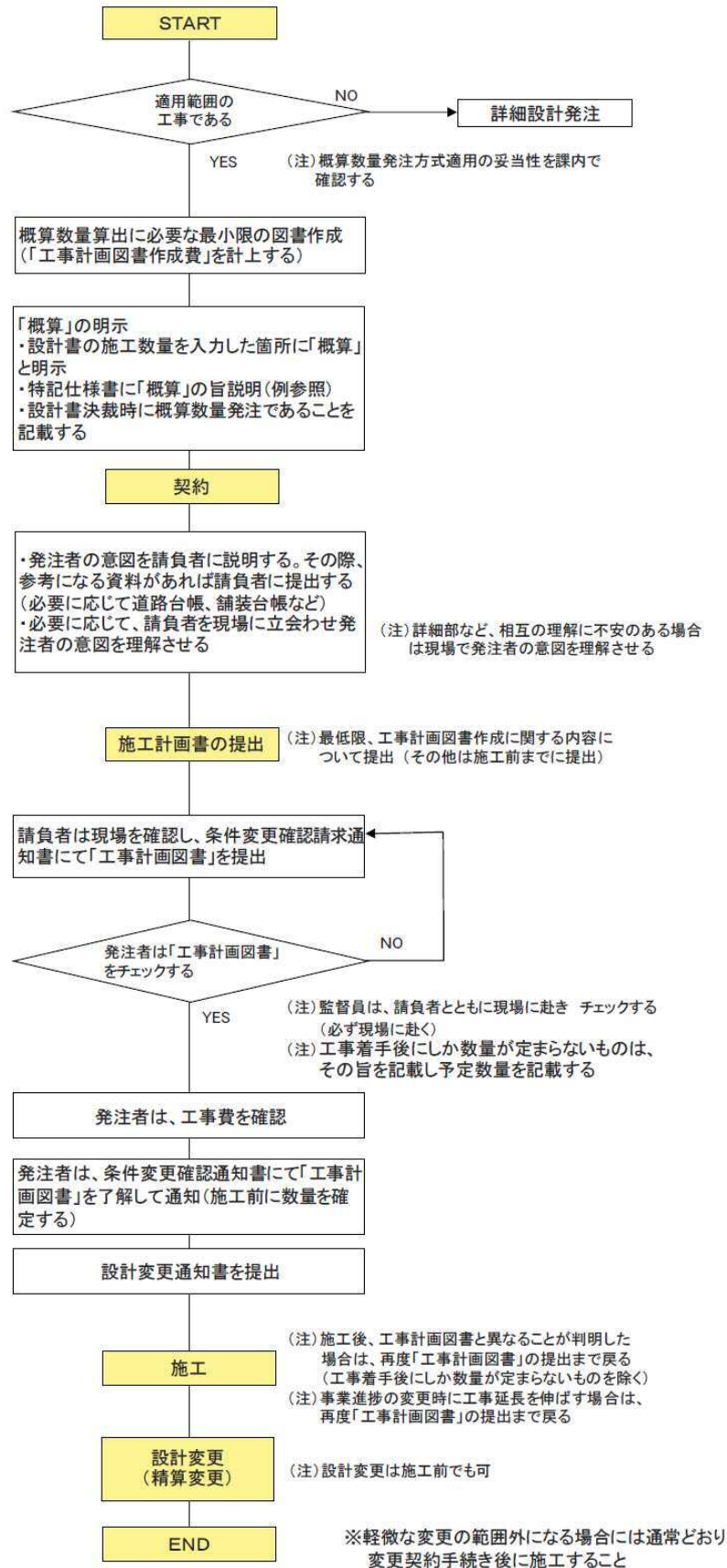
- 1) 契約後、発注者の意図を請負者に説明する。その際、参考になる資料があれば請負者に貸与する（道路台帳、舗装台帳等）。必要に応じて、請負者と現場で立会い発注者の意図を理解させる。
- 2) 請負者の現場確認後、条件変更確認請求通知書にて「工事計画図書」を提出させる。発注者は請負者とともに必ず現場に赴き「工事計画図書」をチェックする。
- 3) 工事着手後にしか数量が定まらないものを除き、施工前に数量を確定する。
- 4) 発注者は工事内容、工事費を確認し、概算数量と比較して軽微な変更の範囲内であれば、条件変更確認通知書にて「工事計画図書」を了解し、通知する。また、設計変更通知書により設計変更内容を通知する。
- 5) 変更積算は、「工事計画図書」に基づいて行う。
- 6) 変更理由は、「概算数量発注工事の精査による」とする。
- 7) 具体的な流れは、別添「概算数量発注のフローチャート」参照による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

概算数量発注のフローチャート



特記仕様書

- 第1条 本設計は概算数量により積算したものである。設計数量は「工事計画図書」により確定するものとする。
- 第2条 本設計は、平面図及び標準横断図のみで発注している。そのため、当初設計内容を踏まえ、請負者において現場を調査し、「工事計画図書」を作成するものとする。
なお、「工事計画図書」の作成は、「図面作成要領（愛知県建設部）」及び「土木工事数量算出要領（案）」に準拠するものとする。
- 第3条 第2条でいう「工事計画図書」とは、下記の図書をいう。
1) 平面図、縦断図、横断図、標準横断図、小構造物図、各種展開図、一般構造物図等の実施予定図面。
2) 実施予定の数量総括表及び数量計算書。
- 第4条 請負者は速やかに「工事計画図書」を作成し、条件変更確認請求通知書を監督員に提出し、条件変更確認通知書及び設計変更通知書を監督員から得なければならない。
- 第5条 「工事計画図書」の内容が反映された設計変更通知書に基づき、工事を実施する。
- 第6条 「工事計画図書」の作成に要する費用は、共通仮設費の準備費に計上している。
- 第7条 請負者は本工事に関して、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議すること。
- 第8条 本工事の工期には、工事計画図書作成に必要な日数15日加算している。